

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十三条第一項の規定により、都市公園を設置すべき区域を次のとおり決定した。

令和四年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市公園の名称

まほろば健康パーク

二 都市公園を設置すべき区域

大和郡山市宮堂町及び額田部南町並びに磯城郡川西町大字下永の各一部（別紙図面のとおりに）

（別紙図面は省略し、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課において縦覧に供する。）

三 面積

約八・六ヘクタール